

当法人の給与水準等について

当法人の給与水準について下記の通り公表します。

1. 理事長の役員報酬について

令和6年度通常総会議決により、月額138,000円とする。

2. スタッフ給与について

スタッフの給与水準は下記の通りとする。

マネージャー職	正職員	月給 161,000円～230,000円
	パート職員	時給 最低賃金+50円～300円
	契約職員	業務内容により月給 30,000～200,000円、理事会で決定する
リーダー・サブリーダー職	正職員	月給 153,000円～200,000円
	パート職員	時給 最低賃金+0円～100円
一般スタッフ	正職員	月給 153,000円～200,000円
	パート職員	時給 最低賃金とする

3. 木遊館勤務スタッフについて

木遊館勤務スタッフの給与水準は下記の通りとする。

木育指導員保有者 おもちゃコンサルタント保有者	時給 最低賃金+50円～300円
木育サポーター保有者 おもちゃインストラクター保有者	時給 最低賃金+50円～100円
一般スタッフ	時給 最低賃金とする
※土日祝日の勤務については、上記+50円とする。	

4. 支援業務について

支援業務の内容に応じて、時給を最低賃金～1,300円の間で都度決定する。

5. 託児業務について

託児業務については、一律時給1,000円とする。

ただし、地域内最低賃金が1,000円を越えた場合は、最低賃金と1,000円の差額を託児手当として支給する。(提供会員としての報酬額は1,000円)

6. 役職手当について

役職手当は下記の通りとする。

事務局長手当	月 10,000 円
マネージャー手当	月 5,000 円
リーダー・サブリーダー手当	月 2,000 円

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。